

令和7年度モーダルシフト促進強化事業補助金Q & A

Q.1 「申請者」の単位は法人か、事業所か。

A.1 輸送契約の主体が事業所であれば、事業所名で申請してください。

Q.2 事業（輸送）計画書の「事業の概要」には、どのようなことを書けばよいのか。

A.2 「事業の概要」に記載していただきたい内容は次のとおりです。

- ・ これまでどのような製品をどこから、どこに、どれだけ、どのような輸送機関で輸送したのか。
- ・ 今後、どのような製品をどこから、どこに、どれだけ、どのような輸送機関で輸送しようとするのか。

Q.3 対象となる輸送機関が複数ある場合は、事業（輸送）計画書の書き方はどのようにすればよいのか。

A.3 輸送区間ごとに「輸送区間」の欄を追加し、事業（輸送）計画書（別紙）はそれぞれの輸送区間ごと、一つの輸送区間に複数の輸送機関がある場合にはそれぞれ別葉で記載して下さい。

Q.4 出荷の状況が不安定であるため、事業計画書のとおり輸送することは難しい。どのようにすればよいのか。

A.4 事業計画の認定後、事業計画のうち、下記に掲げる内容について変更があった場合は、事業計画の変更手続きをする必要があります。

変更がある場合は、県総合交通課まで事前にお問い合わせください。

なお、補助金額は事業完了後（輸送量が確定した後）に決定します。

＜事業計画の変更が必要になる場合の例＞

① 補助事業計画申請者が変更になった場合

（例）

- ・ 運送事業者の代表者、役職が変わった場合
- ・ 法人の名称や住所が変更になった場合

② 事業計画書の基本的な内容に変更があった場合

（例）

- ・ 輸送する輸送機関や区間に変更があった場合
- ・ 輸送する貨物の種類や発生地又は輸送先に変更があった場合
- ・ 事業計画より輸送量が大幅に増大（又は減少）することになった場合

Q.5 補助期間終了後、もとのトラック輸送や県外港利用に戻すことはできるのか。

A.5 補助を受けた荷主と運送事業者は、補助事業終了後も引き続き補助対象の輸送機関を利用した輸送に努めていただく必要があります。

ただし、結果としてこれらの輸送機関を利用しなかったとしても補助金の返還を求めるようなことはありません。

Q.6 大口割増、ホワイト物流割増、パートナーシップ構築宣言割増、働きやすい職場認証割増と、4つの割増が存在しているが、これらの割増を併用することはできるのか。

A.6 それぞれの割増の条件を満たしていれば、併用することは可能です。

Q.7 宮崎県内に事業所はあるが、税金関係の証明書類は県外の本社の物を提出してもよいのか。

A.7 宮崎県内で税金に未納がないことを確認できないため不可です。

宮崎県内事業所についての「県税に未納がないことの明書及」び「個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書」をご用意ください。